

令和5年度「野菜で健康大作戦」啓発資材作成業務仕様書

1 業務名

令和5年度「野菜で健康大作戦」啓発資材作成業務

2 趣旨

県民に、「野菜で健康大作戦」の野菜を食べようキャンペーンの一環として、野菜摂取を促す啓発資材を作成する。特に、野菜摂取量の目標値である350gに対し、本県の野菜摂取量は300gであることから、県民にプラス50gの野菜摂取を啓発する。

3 業務内容

(1) 啓発資材の作成

「野菜で健康大作戦」のロゴを使い、プラス50gの野菜摂取を県民に促す啓発資材を作成する。

ア ポスター A2：600枚

(フルカラー、コート135k、A2)

イ のぼり (600枚)

(ア) サイズ 横600mm×縦1,800mm (左チチ)

(イ) 生地 ポンジ (テトロンポンジ)

(ウ) 印刷方法 フルカラー昇華

(エ) その他 ・ 防災製品とし、防災ラベルを付すること
・ 1枚ごとポリ袋入りとすること

ウ スイングPOP (600枚)

野菜を食べようキャンペーンについて

- 1 期間 令和5年8月31日から11月30日まで
- 2 内容 野菜摂取に対する県民の意識を高めるための自主的な取組やPRを行う店舗を県が協力店として登録し、キャンペーンの啓発資材を配布

3 協力店概要

- (1) 青森県内で野菜を販売する小売店 (量販店、産地直売施設等)
- (2) 野菜を使った料理を提供する飲食店及び企業・学校・社会福祉施設等の食堂

<協力店内訳>

令和5年3月末現在

区分	小売店	直売所	飲食店	社員食堂等	合計
登録数	208	63	85	17	373

4 野菜で健康大作戦ロゴ



- ・啓発資材は、協力店舗内に掲示するものに限り、消費者に配布するものは不可とする。
- ・作成に当たっては、受注者の提案した企画案を基に、受注者と県が随時検討しながら作業を進めるものとする。

(2) 啓発資材の発送

「野菜で健康大作戦」協力店（店舗数 373店舗 令和5年3月末現在）
に(1)で作成した資材を送付する。

送付期日： 令和5年8月21日（月）必着

4 成果品

- (1) 作成した啓発資材
- (2) 電子データ（PDFファイル、JPGファイルでCD-R保存） 1部
- (3) 報告書（送付の完了がわかるものを含む）

5 履行期限

令和5年9月1日（金）

6 納入場所

青森県農林水産部食の安全・安心推進課
青森市長島1丁目1-1

7 著作権

- (1) 受注者は、本業務の成果品（以下「成果品」という。）が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責めにおいて解決するものとする。
- (2) 成果品については、その著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び所有権を含めて、全て県に帰属するものとする。
ただし、成果品に含める受注者が従来から権利を有している受注者固有の知識、技術に関する権利等については受注者に留保されるものとし、受注者がこれらを利用し成果品に類似した製品を作成することを妨げない。
- (3) (2)において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、県が県の業務に使用する場合において、受注者の承諾なく自由に使用できるものとする。
- (4) 受注者は、県及び県から正当な権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使できないものとする。

8 その他

- (1) 委託料については、業務に係る全ての経費を含むものとする。
- (2) 業務の実施に当たっては、県と十分な連絡調整を行うものとする。
- (3) 新型コロナウイルス感染症、天災その他、真にやむを得ない原因により業務の履行が困難となった場合は、発注者と受注者が別途対応を協議することとする。
- (4) 本業務は国の交付金を活用しているため、会計検査院の实地検査等の対象となる場合がある。